

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：令和元年8月9日（令和元年（独情）諮問第67号）及び同年11月13日（令和元年（独情）諮問第93号）

答申日：令和2年12月25日（令和2年度（独情）答申第33号及び同第34号）

事件名：特定地方事務所に2018年に提出された民事法律扶助契約記載事項変更届の一部開示決定に関する件  
特定地方事務所に2018年に提出された民事法律扶助契約記載事項変更届の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

福岡地方事務所に2018年に提出された民事法律扶助契約記載事項変更届（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年5月28日付け司支総第60号及び同年8月29日付け司支総第150号により日本司法支援センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、その取り消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

ファクシミリ送信日時等は、個人情報ではないから、個人の利益を害するおそれがない。

記載事項を変更した弁護士の名前などであるが、そもそも、変更は、特に問題ない行為であるから、非公開にする必要がない。そして、変更したあとは、弁護士登録の記載内容を変更することになる。センターの事務に悪影響を及ぼすおそれもない。

福岡地方事務所のファクシミリ番号は、固定電話等として契約している番号であり、公的機関の電話番号であることからすれば、公開すべきものと考えられる。開示を受けた者がインターネット等に掲載することはないし、インターネット等に掲載されても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも言えない。（令和元年（独情）諮問第93号のみ）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 理由説明書

### (1) はじめに

センターは、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」）、弁護士、弁護士法人、司法書士及び司法書士法人（以下「弁護士等」という。）の費用等の立替えを行う（「代理援助」、「書類作成援助」）民事法律扶助業務を実施している。

民事法律扶助業務を実施するに当たって、センターは、弁護士等と民事法律扶助契約を締結することとしている（業務方法書5条の2）。この民事法律扶助契約は、「民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項」（以下「契約条項」という。）によるものとされており、センターと民事法律扶助契約を締結しようとする弁護士等は、所属する弁護士会又は司法書士会の所在地に対応するセンター地方事務所に対し、所定の事項を記載した契約申込書を提出し、申込みをすることとされている（契約条項3条1項）。

そして、民事法律扶助契約を締結した弁護士等（以下「契約弁護士等」という。）が、事務所移転等により契約申込書に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく現に所属する弁護士会又は司法書士会の所在地に対応するセンターの地方事務所長にこれを届け出なければならず（契約条項47条）、一般的にその届出は、「契約申込書記載事項等変更届」（以下「変更届」という。）にて行われている。

本件は、審査請求人からセンターに対し、法の規定に基づき、平成31年3月22日付けで、2018年に契約弁護士等からセンター福岡地方事務所に提出された変更届の開示請求（以下「本件開示請求」という。）がされたことから、センターが令和元年5月28日付けで本件開示請求に対応する法人文書の一部につき一部開示決定をし、さらに同年8月29日付けで本件開示請求に対応する法人文書の残りの部分につき一部開示決定をしたところ、審査請求人が、同年7月6日付け（同月9日受付）及び同年10月12日付け（同月15日受付）で、原処分を取り消しを求めるとして審査請求をした事案である。

なお、本件開示請求については、法11条の規定による開示決定等の期限の特例規定の適用を行っている。

### (2) 本件対象文書中の不開示部分とその相当性について

センターが本件対象文書中で不開示とした部分は、主に氏名、所属事務所名、登録番号等の直接的に変更届を提出した契約弁護士等を特定し得る情報と、ファクシミリ送信又は受信日時、受領日、処理日などの他の情報と照らし合わせることによって間接的に変更届を提出した契約弁護士等を特定し得る情報に分けられる。

それぞれ不開示情報に該当すると思料する理由は以下のとおりである。  
ア 変更届を提出した契約弁護士等の氏名、所属事務所名、登録番号等について

契約弁護士等の氏名・所属事務所等が、個人に関する情報に該当することは明らかである。センターにおいて契約弁護士等の情報は、原則として公開しておらず、また公にする慣行はない。例外的に、事務所における相談が可能な契約弁護士等の情報をセンターのホームページに掲載することはあるが、それは上記ホームページ掲載に際し同意があった契約弁護士等の情報であり、全ての民事法律扶助業務の契約弁護士等が網羅的にセンターのホームページに掲載されているわけでない。なお、福岡県弁護士会のホームページにおける掲載情報（扶助事件取扱及び扶助相談登録）も、各弁護士の自己申告に基づくものであり、全ての民事法律扶助業務の契約弁護士が網羅的に掲載されているかは不明である。したがって、センターと民事法律扶助契約を締結している契約弁護士等の氏名・所属事務所名等が、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えない。

そのため、このような情報が、契約弁護士等の同意なく公開されるとすれば、当該契約弁護士等とセンターとの民事法律扶助契約締結の有無を明らかにすることとなり、当該契約弁護士等からセンターに対し非難等が寄せられ、ひいては弁護士等においてセンターとの民事法律扶助契約の締結自体を差し控えられる若しくは解約されることにより、センターにおいて十分な契約弁護士等が確保できず、民事法律扶助の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、法5条1号及び4号柱書に該当し、不開示が相当である。

イ ファクシミリ送信及び受信日時、受領日、センター処理日について  
当該情報については、審査請求人が主張するとおり個人情報そのものではないが、法3条に基づく開示請求が、何人でも行えることに鑑みると、当該弁護士等の活動状況を知る他の弁護士等、弁護士会及び司法書士会職員等、法律事務所及び司法書士事務所の職員等であれば、当該情報から記載事項変更状況等を推察し、変更届を提出した契約弁護士等を特定できるおそれがあることから、法5条1号の個人に関する情報に該当する。

ウ 公表されていないセンターのファクシミリ番号等について

本件対象文書において不開示としているファクシミリ番号は、弁護士及び司法書士からの書類を受信するためのセンターのファクシミリ番号であり、一般に公開されていない。このような情報が公にされ

ば、インターネット等が発達した昨今、インターネット等に掲載され、それにより当該ファクシミリ番号等に問合せや苦情の書面又は無関係な大量の書類が送信されること等により、センターの業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法5条4号柱書に該当し、不開示が相当である。（令和元年（独情）諮問第93号のみ）

#### エ センター職員に関する事項

審査請求書では特段触れられていないが、本件対象文書には、センター職員の氏名や印影が記載されているところ、センターは独立行政法人国立印刷局編の職員録に職員の氏名を掲載しておらず、センター職員の氏名や所属を公にする慣行はないこと等から、法5条1号の個人に関する情報に該当する。（令和元年（独情）諮問第93号のみ）

### (3) 結論

審査請求人は、上記（2）イの情報個人情報ではないこと、契約弁護士等が記載事項の変更をしたことを非公開にする必要がないこと、上記（2）ウの情報は公的機関の電話番号であり公開すべきであり、また開示を受けたとしてもインターネット等に公開することはないことを理由として、原処分を取り消すべきであると主張しているが、上記（2）で述べたとおり、センターが原処分において不開示とした部分は、いずれも法5条の不開示情報に該当する。また、審査請求書記載の「変更したあとは、弁護士登録の記載内容を変更することになる」との主張の趣旨は判然としないが、弁護士が事務所を移転するなどした場合、かかる情報は日本弁護士連合会や弁護士会のホームページ等で公表される情報であることから、当該情報は不開示情報に該当しないという主張であると善解したとしても、上記（2）アで述べたとおり、センターと民事法律扶助契約を締結している契約弁護士等の氏名・所属事務所等が、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるといえない以上、変更届を提出した契約弁護士等の氏名等の情報は、不開示情報に該当するから、審査請求人の主張に理由がないことは明らかである。

したがって、原処分を維持するのが相当であると考えます。

## 2 補充理由説明書

本件諮問事件について、理由説明書における原処分を維持することが相当と考える理由を以下のとおり補充する。

### (1) 契約弁護士等に関する事項の不開示条項該当性について

ア 契約弁護士等を特定し得る情報が法5条1号及び4号柱書きに該当して不開示が相当であることは、各理由説明書で述べたとおりである。

また、他の情報と照らし合わせることによって間接的に契約弁護士等を特定し得る情報が法5条1号に該当し、不開示が相当であるこ

とは各理由説明書で述べたとおりであるところ、当該情報が契約弁護士等の同意なく公開されると、契約弁護士等を特定し得る情報が公開されたときと同様、センターの民事法律扶助の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は同条4号柱書きにも該当する（各理由説明書参照）。

これに加え、契約弁護士等に関する事項は、法5条2号イにも該当し、不開示が相当であることから、以下において、その理由を補充して説明する。

イ 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件や一般の法律事務等を行うことを職務とする者であり（弁護士法3条1項）、司法書士は、司法書士法の定めるところにより、他人の依頼を受けて同法3条1項に掲げられた事務を行うことを業とする者であり、いずれもその業務を行うに当たって、顧客から報酬を得ている。

センターの民事法律扶助業務は、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、契約弁護士等による無料法律相談を行い、必要な場合、弁護士等の費用等の立替えを行うものであるところ、当センターは、契約弁護士等に対し、業務方法書及び民事法律扶助業務運営細則等に基づき、法律相談費等を支払い、報酬及び実費等を立替えて支払っている。センターは法的ニーズの高まりに応じて、契約弁護士等の確保に努めているが、センターが民事法律扶助業務を実施する案件は、複雑かつ困難なものも少なくないが、支払う法律相談費、報酬等については、上記のとおり業務方法書等に定められているため、弁護士等の中には、センターと民事法律扶助契約を締結することに必ずしも積極的ではない者もいる。

こうした背景の中、原処分で不開示とした契約弁護士等に関する事項が当該契約弁護士等の同意なく公開された場合、当該契約弁護士等がセンターとの民事法律扶助契約を締結していることを明らかにすることとなり、契約弁護士等にセンターの民事法律扶助業務の利用者等からの相談等が集中したり、契約弁護士等に個別の事情について直接詰問されたり、いわれのない批判が集中するなどして、契約弁護士等の業務に支障が生じ、契約弁護士等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は法5条2号イに該当する。

ウ また、このような情報が、契約弁護士等の同意なく公開されるとすれば、当該契約弁護士等とセンターとの民事法律扶助契約締結の有無を明らかにすることとなるため、当該契約弁護士等からセンターに対し非難等が寄せられ、ひいては弁護士等においてセンターとの

民事法律扶助契約の締結自体を差し控えられる若しくは解約されるおそれがある。センターは、中期目標において、法務大臣から、「法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努める」よう指示されており、法律相談援助や代理援助等の件数が増加傾向にあることも踏まえると、センターとの民事法律扶助契約の締結を差し控える若しくは解約する弁護士等が増加すると、当センターにおいて十分な契約弁護士等が確保できず、民事法律扶助の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

エ したがって、契約弁護士等に関する事項は法5条1号、2号イ及び4号柱書きに該当するので、不開示が相当である。

## (2) 結論

以上のとおり、センターが原処分において契約弁護士等に関する事項を不開示としたことは相当であるから、原処分を維持するのが相当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和元年8月9日 諮問の受理（令和元年（独情）諮問第67号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年9月9日 審議（同上）
- ④ 同年11月13日 諮問の受理（令和元年（独情）諮問第93号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑥ 同年12月6日 審議（同上）
- ⑦ 令和2年11月19日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（令和元年（独情）諮問第67号及び同第93号）
- ⑧ 同年12月4日 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上）
- ⑨ 同月23日 令和元年（独情）諮問第67号及び同第93号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるもので、処分庁は、その一部を法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は不

開示理由に法5条2号イを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について判断する。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、契約弁護士等が、所属する弁護士会又は司法書士会の所在地に対応するセンターの地方事務所に対して提出した変更届であり、不開示部分は、別表に掲げる不開示部分1ないし不開示部分4である。

### (1) 不開示部分1

ア 諮問庁は、不開示部分1について、上記第3の1(2)ア及び2のとおり、法5条1号、2号イ及び4号柱書きに該当する旨説明する。

イ 当審査会において、不開示部分1を見分したところ、センターに変更届を提出した契約弁護士等を特定し得る情報であると認められる。センターの民事法律扶助業務は、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、弁護士等による無料法律相談を行い、必要な場合、弁護士等の費用等の立替えを行うものであるところ、これらが当該弁護士等の同意なく公開されるとすれば、当該弁護士等とセンターとの民事法律扶助契約の有無を明らかにすることとなり、契約弁護士等に相談等が集中し、弁護士等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

ウ したがって、不開示部分1は法5条2号イに該当し、同条1号及び4号柱書き該当性について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### (2) 不開示部分2

ア 諮問庁は、不開示部分2について、上記第3の1(2)イ及び2のとおり、法5条1号、2号イ及び4号柱書きに該当する旨説明する。

イ 当審査会において、不開示部分2を見分したところ、変更届に記載された、①ファクシミリ送受信日時、②ファクシミリ送信元センター名、③受領印の日付、④変更届提出日、⑤所属会、⑥変更届事前提出の場合の変更予定日、⑦センター職員のメモ書き部分(本部提出日、聴取事項、対応メモ)、⑧法律事務所メモ書き部分(日付)及び⑨FAX済スタンプの日付であると認められ、いずれもセンター及び法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、法5条1号には該当しない。

ウ また、これら不開示部分2が公にされることによって変更届を提出した弁護士等を特定できる者というのは、当該弁護士等に近しい立場・関係にあり、当該不開示部分を開示する前から当該弁護士等が解約申出書を提出したことを知っているような者、又は自らの職務上知

り得たものの、社会通念上、その知り得た事実に守秘義務が課されているような者のほかには、およそ想定し難いといわざるを得ず、これを開示しても、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することになるとは認められず、法5条2号イには該当しない。

エ さらに、不開示部分2を開示しても事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することになるとは認められない以上、不開示部分2を公にすることで、当該契約弁護士等からセンターに対し非難等が寄せられ、ひいては弁護士等からセンターとの民事法律扶助契約の締結自体を差し控えられる若しくは解約されるおそれがあるとする諮問庁の説明については、これを認めることはできず、法5条4号柱書きにも該当しない。

オ したがって、不開示部分2は法5条1号、2号イ及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

### (3) 不開示部分3

ア 諮問庁は、不開示部分3について、上記第3の1(2)ウのとおり、法5条4号柱書きに該当する旨説明する。

イ 当審査会において、不開示部分3を見分したところ、センター福岡地方事務所のファクシミリ番号であって、一般に公にされていないと認められ、問合せや苦情の書面又は無関係な大量の書類が送信されること等により、センターの業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

ウ したがって、不開示部分3は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

### (4) 不開示部分4

ア 諮問庁は、不開示部分4について、上記第3の1(2)エのとおり、法5条1号に該当する旨説明する。

イ 当審査会において、不開示部分4を見分したところ、公表慣行のないセンター特定職員の氏名であると認められ、法5条1号本文前段の特定の個人を識別できる情報であり、同号ただし書イないしハに該当する特段の事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法6条2項の部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分4は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

## 3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号イ及び4号柱書きに該当することから不開

示とすべきとしていることについては、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び4号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之，委員 泉本小夜子，委員 磯部 哲

別表 不開示部分

1 不開示部分		記載内容	2 不開示理由	3 開示すべき部分
	情報の種別			
不開示部分 1	変更届を提出した弁護士等を特定し得る情報	①弁護士等の氏名及び印影, ②所属弁護士事務所名及び印影, ③登録番号, ④ファクシミリ送信元事務所名, 住所, メールアドレス, 電話番号及びファクシミリ番号, ⑤費用振込先口座情報, ⑥メモ書き部分(弁護士名, 登録番号, ファクシミリ番号)	1号, 2号イ及び4号柱書き	なし
不開示部分 2	他の情報と照らし合わせることによって間接的に変更届を提出した弁護士等を特定し得る情報	①ファクシミリ送受信日時, ②ファクシミリ送信元センター名, ③受領印の日付, ④変更届提出日, ⑤所属会, ⑥変更届事前提出の場合の変更予定日, ⑦センター職員のメモ書き部分(本部提出日, 聴取事項, 対応メモ), ⑧法律事務所メモ書き部分(日付), ⑨FAX済スタンプの日付	1号, 2号イ及び4号柱書き	①ファクシミリ送受信日時, ②ファクシミリ送信元センター名, ③受領印の日付, ④変更届提出日, ⑤所属会, ⑥変更届事前提出の場合の変更予定日, ⑦センター職員のメモ書き部分(本部提出日, 聴取事項, 対応メモ), ⑧法律事務所メモ書き部分(日付), ⑨FAX済スタンプの日付
不開	公開していないセンター地方事務所	ファクシミリ番号	4号柱書き	なし

示 部 分 3	のファクシミリ番 号			
不 開 示 部 分 4	センター職員の氏 名	氏名	1号	なし